墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(庶務)	〔同左〕
第11条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福</u> 祉保健部子ども・子育て支援担当において	第11条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福</u> 祉保健部子育て支援担当子育て計画課にお
処理する。	位体健部子自て交接担当于自て計画誌にの いて処理する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。